

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録		
開会日	令和8年2月26日（木）午前9時30分	
閉会日	令和8年2月26日（木）午後1時56分	
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室	
出席委員	委 員 長 川合ともゆき 副委員長 水野勝康 委 員 岡崎つよし おくだけんじ ささせ順子 富田えいじ なかじま和代 野村 弘	
欠席委員	な し	
欠 員	な し	
会議事件のため 出席した者の職 氏名	市長 市長公室長 次長 人事課長 課長補佐 人材育成係長 給与厚生係長 情報課長 情報政策係長 福祉部長 次長（福祉政策、福祉、長寿担当） 長寿課長 介護保険係長 福祉の家係長 子ども部長 次長 子ども未来課長 課長補佐兼児童係長 保育係長 みどりの推進課長 課長補佐兼農政係長 教育部長 次長 教育総務課施設係長 給食センター所長 所長補佐兼給食係長 陳情者 佐藤有美 川本満男 山本晃司 粕谷庸介 吉田菜穂子 宮下直幸 飯塚卓也 伊藤友人 芳賀拓己 浅井俊光 中野智夫 森 延光 岩田修也 荒川 晃 飯島 淳 近藤かおり 柴田浩善 伊藤 愁 大久保功一 吉田 学 水野広道 山端剛史 若杉玲子 佐竹 晃 古橋 剛 池田泰久 	

職務のため出席 した者の職氏名	議長 山田かずひこ 議会事務局長 門前 健 主任 金子真由美
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

**陳情第2号 「薬害教育の推進および薬害リスク（健康被害）情報の周知」に関する
陳情**

委員長 陳情者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

陳情者 この陳情を一言で申し上げれば、市民が薬害リスクも含めた正確な情報を知らなかったと、後悔することのない社会の実現である。

過去、我が国ではサリドマイド、スモン、薬害エイズといった悲惨な薬害が繰り返されてきた。

その反省から厚生労働省の敷地内には「誓いの碑」が建立され、命の尊さを心に刻み、医薬品による悲惨な被害を再び発生させることのないように、医薬品の安全性、有効性の確保に最善の努力を重ねていくと刻まれている。

しかし、この教訓は風化していないか。

今改めて被害者の視点に立った薬害教育と情報発信が必要である。

次々と開発導入されるmRNA技術を用いた新しいワクチンや技術の進歩と裏腹に、既に過去に類を見ない健康被害が報告されている。短期間で特例承認され、添付文書に劇薬と記載のある製品において、中長期的な有効性、安全性などは現在も情報を集めている段階であり、不安を感じている市民も少なくない。特に未来を担う世代や妊婦の方々にとって、これらの情報は子孫の人生をも左右する極めて重要なものである。

国は4月から妊婦へのRSウイルスワクチンの定期接種化を示しているが、既に母体から胎児、乳幼児への重篤症例も複数報告されている。

古来より妊婦が口にするものには注意が必要とされてきた。今一度、妊婦に限らず、体に入れるものには慎重な判断が必要である。

この陳情で強く要望するのは、単なるデータの公表にとどまらず、被害者やご遺族の生の声に触れる機会の創出である。

私は名古屋地方裁判所でのHPVワクチン薬害訴訟を何度も傍聴した。原告の女性たちは法廷外でも生の声を届けようと全国を奔走している。キャッチアップ接種が始まり、健康被害を訴える方々が再び増えている中、

彼女たちが「私たちの声がまだ届いていなかったね。本当にごめんね。」と涙ながらに話されていた姿が今も心に焼きついている。

私の友人は新型コロナワクチン接種後に奥様を亡くされ、現在原告の1人として賠償責任について国家と戦っている。報告される数字はわずかな確率かもしれない。しかし、健康被害に遭った本人と家族にとっては、それが100パーセントなのである。失われた健康と未来、時間は戻らない。これらを知ることは、命の尊さを学び、健康被害の早期発見に直結する生きた教育となる。

国は「薬害を学ぼう」という資料や膨大な副反応疑いの報告を公開しているが、市民に十分届いているとは言えない。情報が錯綜する現在だからこそ、行政が主体となり、偏りのない多角的な情報を提供することは、市民を守るための正当な行政課題である。ネット環境の有無にかかわらず、公共施設や広報紙などを通じて、誰もが容易に最新のリスク情報にもアクセスできる体制を整えてほしい。中立な立場でリスク管理を周知することは自治体の基本的な責務である。2024年の長久手市タウンミーティングにおいて、佐藤市長はワクチンのリスクについても情報発信をしていくと公言した。しかし現状、その大切な情報が市民に十分に届いているとは感じられない。日本一若いまち、長久手市には未来を担う世代や守るべき小さな命がどこよりも多く集まっている。薬害は起きてからでは遅い。知らなかった、もっと早くリスクを知っていれば、という後悔を繰り返してはならない。長久手市が誠実に周知する姿勢を示すことは、市民との信頼を築くための第一歩である。子どもたちの未来、そして全ての市民の健康と命を守るため、市議会から市長、教育委員会への積極的な働きかけを強くお願いする。

なかじま委員 陳情事項は5点あるが、一番に伝えたいことはどのようなか。

陳情者 リスクについての情報が少ないと感じているので、メリットとデメリット両方を知った上でどちらかを選択するかの判断が重要である。

なかじま委員 陳情の理由4に「適切な情報提供の必要性」とあるが、医薬品は正しく使えば有益であるが、正しく使用していても常に副作用や薬害のリスクを内包するという二項対立に違和感を感じるが、もう少し説明をお願いしたい。

陳情者 ワクチン接種をする前に医師は文書をもってリスク等を説明することとあるが、「医師からの説明はなかった」という話を聞く。そのような問題が発生しており、ワクチンが正しく使われているかについては疑問を感じている。

野村委員 このような要望事項を、教育委員会に話したことはあるか。

陳情者 教育委員会へ行ったことはないが、今回の参考資料に載っている冊子を、中央図書館に取り寄せてほしいとお願いしたことはある。

水野議員 薬害教育の担い手として、どのような人を想定しているか。

陳情者 厚生労働省がいろいろ資料を作成して配信しているため、それを活用できると考えるが、加えて被害者の声を直接聞く機会も大切であると感じている。

ささせ委員 教育現場での実例はあるか。

陳情者 厚生労働省のホームページに掲載されている資料に、愛知県刈谷市立刈谷東中学校が実施したという記載があった。

岡崎委員 リスクの周知が過剰になると、結果として治療の機会を逃すこととなる可能性も出てくるが、どう考えるか。

陳情者 リスクが十分に周知されていなかったり、偏った報道が問題だと考えている。それを知らせることが市民には大切だと考える。

富田委員 デメリットを説明した上で、ワクチンを打たないという選択ができるようにしたいということか。

陳情者 そのとおりである。

なかじま委員 陳情事項5 「積極的な取組を促すよう働きかけること」が陳情の主たる目的だとは思いつつ、岡崎委員が言うように、それが医療不信につながるとも考えられる。社会の試行錯誤の努力や進展の過程を踏まえた薬害と薬効、この両方をバランスよく学ぶ取組であればよいのではないかと思うが、どうか。

陳情者 個人的には、医薬品に頼るだけでなく、食を大切に思っているので、薬害と同時に食に関することを学ぶ機会があればとてもよいと考える。

おくだ委員 陳情者は、ワクチンをみんなが打っているからやらないといけないという考え方を少しでも減らしたいのか。単純にリスクを知らせたいのか。

陳情者 周りが打っているからということではなく、メリット・デメリットの両方の情報を十分に提供し、判断ができるだけの情報を提供することが大切であると考えている。

富田委員 リスクを周知すると、そちらに偏ってしまうのではないかと思う。例えば、ワクチンを打つときには、医師がメリット・デメリットを話すので必ず聞くなどという学びはどうか。

陳情者 リスクについての不安だけでなく、それを回避するために何が必要なのかを学ぶ大切さや、教育の現場や市民へ伝える機会を設けていただけたらと感じている。

委員長 特に質疑がないようなので趣旨説明を終了する。

委員長 陳情者から「薬害教育の推進および薬害リスク（健康被害）情報の周知」に関する陳情」が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

野村委員 被害者の視点に立つことは忘れてはいけないことだと思うが、リスクだけを強調すれば、不安を煽ることになる。判断するのは、本人あるいは保護者であり、この周知が十分かどうか不明なため、「本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える」がよいと思う。

なかじま委員 善処型を求めるのであれば、薬効であったり、医療に対する信頼の部分も必要であると考え。片方の意見が行き過ぎると、判断を誤ることがあると考えると、野村委員の言われた「本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える」がよいと思う。

委員長 他に意見がないようなので、野村委員となかじま委員の意見のとおり「本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える」ということでよろしいか。

〈異議なし〉

委員長 陳情第2号は、本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝えることとする。

委員長 この際、暫時休憩。

＜午前10時18分 休憩＞

＜午前10時35分 再開＞

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開。

市長 あいさつ

議案第19号 長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について

人事課長 議案第19号について説明

岡崎委員 減額の設定根拠はどのようなか。

課長補佐 本市の財政状況を踏まえつつ、各特別職の職責の違いと責任の所在の整理を前提に、三役が総合的に判断して設定した。

岡崎委員 職責評価と給与の関係はどのように整理しているか。

- 市長 まず、令和8年度予算編成にあたり、約4億円不足するという課題に直面したことにより、約2年間にわたり、事業総点検を進めてきた。その中で、できる限り市民の生活に影響が出ないようにという視点を大切にしてきたが、事業の廃止や縮減という形で市民に少なからず影響が出てしまった。その中で、議会からも市民サービスを下げるのであれば、特別職の報酬を下げるべきではないかという指摘を何度かいただいたことがある。3人で話し合った結果、市長10パーセント、副市長7パーセント、教育長5パーセントの削減としたものである。
- 岡崎委員 この措置は、財政改善手段としての位置づけか。行政姿勢を示す意味合いか。
- 市長 今回、この報酬を削減したからといって、4億円分がどうにかなるということではない。岡崎委員から指摘があった、行政の姿勢を示すということで、市民サービスを下げる以上、自分たちの報酬を下げる覚悟のもと、市一丸となって財政状況を立て直していきたいという気持ちを示している。
- 岡崎委員 今回一時的な措置とのことだが、将来的な財政状況や社会経済情勢の変化によって、再度同様の特例を設ける可能性はあるのか。
- 市長 今回の特例は1年間、教育長は任期までの時限的な条例となっている。今後はそのときの状況に応じて考えたい。
- 岡崎委員 特別職報酬等審議会との関係はどのように整理するのか。
- 市長 特別職報酬等審議会において、いろいろなことを総合的に考えた結果、報酬は据え置きという結論だった。条例上の報酬金額は、特別職報酬等審議会の出した結論のとおり据え置きとしており、今回は、そこから10パーセント、7パーセント、5パーセントを削減する、1年間の時限的な条例となっている。
- 岡崎委員 特別職報酬等審議会の役割や制度的な枠組みについては、引き続き尊重していくということか。
- 市長 基本的には特別職報酬等審議会の結論を尊重したいと考えている。
- 富田委員 古民家移築中止の撤回による費用や、送付ミスの費用などの責任をとるべきではないかと考えるが、その責任はこの給料に反映されているのか。
- 市長 今回の条例を提出するにあたり、具体的な案件への対応として金額を設定したのではなく、市全体の話で提出している。古民家については、中止の判断をした時点では私は市長部局の仕事と考えていた。しかし、議会から越権行為であると指摘を受けて調べた結果、文化財に関することは、教育委員会の職務権限であり、本来は部設置条例も教育委員会の管轄でないといけなかったところ、10年以上にわたって部設置条例自体が間違ってい

たという大きな問題も出てきた。この組織的な大きな誤りを2年間で直すためにも時間がかかった。

富田委員　市長は議員時代に市のミス指摘していたが、市長になってから様々なミスが出てきている。今後、そのミスに対しての責任は、どのような形でとっていくのか。

市長　確かに議員の時に執行部のミスが多いという指摘はしていた。それがあるからこそ、ミスがない組織を作っていきたいという思いで取り組んできた。その結果、過去と比べると、ミスは減ってきているという認識は持っている。しかし、複数人でミスを防止していく体制がまだ弱いため、今後もミスが起きない組織の構築に力を入れることが責任だと考えている。

水野委員　今回削減した金額で、特別職の方々の生活は経済的に問題ないか。

市長　それぞれの家族構成や、これまでの人生によって異なるので一概には言えないが、今回は、私と副市長、教育長の3人で合意した結論である。

なかじま委員　報酬を削減した後の1年間に支払われる金額はいくらか。

人事課長　市長が1,380万15円、副市長が1,160万8,097円、教育長は任期までで539万3,566円である。

なかじま委員　市民サービスが減る中で10パーセント削減が妥当だと判断した理由はどのようなか。

市長　客観的な明確な答えはないが、今回に関しては、私と副市長と教育長の3人で話し合った結果である。

なかじま委員　市民サービス削減に伴った結果が10パーセントだということによいか。

市長　削減した金額は、4億円という金額にはるかに及ばない金額であるが、私たちの覚悟を示している。

なかじま委員　教育長は任期までとのことだが、新たに選ばれる教育長は今の段階でどのように考えているか。

人事課長　本条例は現教育長に限っているので、次の教育長は対象外である。新しく教育長になる方と再協議となる。

なかじま委員　再協議ということは、市長は減額を求めているのか。

市長　具体的には全く考えていないが、新しい任期が始まったときに、その方に求めたり強制することは考えていない。今の市の状況を見て、そのときの教育長が判断することを尊重したい。

なかじま委員　今回の減額を、任期の終わりまで継続せず、1年間としたのはなぜか。

市長　今の置かれた状況での判断である。例えば、ふるさと納税の寄附金控除による個人市民税の減収が5億2,000万円だが、不交付団体は補填が全くない。交付税措置の事業も増えてきており、市長会においても、できるだ

け国庫補助金で措置してほしいという要望も提出している。このようなことが変わってきたときは、財政状況も変わってくると思う。変化の速い時代であるため、現在置かれた状況に合わせて出した議案である。

なかじま委員 国がルールを変える見込みはあるのか。

市長 総務省や財務省に要望をしてきたが、この2年間全く変わらなかったの
で、兆しがあるとは考えていない。しかし、引き続き要望を続けていきたい
と考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

**議案第20号 長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について**

人事課長 議案第20号について説明

なかじま委員 改正により報酬額がどう変わるのか。

みどりの推進課長

農業委員会委員等の1人当たりの報酬年額を約12万円増額する予定で
ある。

富田委員 業務の増加による報酬の改正とのことだが、農地の違法転用の話し合い
も業務の増加に含まれているのか。

みどりの推進課長

今回の増額には含まれていないが、農地の違法転用は農業委員からも情
報を得ながら、市と県で協力しながら是正指導をしている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 21 号 長久手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

人事課長 議案第 21 号について説明

なかじま委員 第 6 条第 3 項に「前 2 号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業」とあるが、どのような作業を想定しているのか。

人材育成係長 応急作業、巡回監視、罹災証明書発行に関する調査等を想定している。

なかじま委員 手当の金額は国の基準か。

人事課長 国の基準である。

なかじま委員 実際の災害時には、国庫補助金はもらえるのか。

人材育成係長 いろいろな種類があるとは聞いてはいるが、災害の個別具体的なところになるため、明確なものはない。

なかじま委員 台風の場合も第 6 条第 1 項は該当するのか。

人事課長 ここで想定している異常な自然現象というのは、例えば震度 5 強以上の大規模地震を想定しており、台風での巡回は想定していない。

なかじま委員 自治体へ派遣した場合、費用の負担は派遣先と、本市どちらになるのか。

人材育成係長 本市と派遣先の自治体で調整し、協定を結び、それに基づいて支給する。基本的には、本市から本人へ支払いをした上で、協定に基づき派遣先から本市へ負担金をもらう。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 22 号 長久手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事課長 議案第 22 号について説明

岡崎委員 職員はどのくらいの距離を通勤しているのか。

課長補佐 2 キロメートル以上 5 キロメートル未満の区分が一番多く、155 人であ

る。

岡崎委員 区分ごとの人数はどのようなか。非常に遠いところから来ている方は何人か。

課長補佐 後ほど答える。

おくだ委員 今回の改正で距離区分ごとの具体的な金額を規則に定めるのは、人事院勧告により4月に遡って適用するなどの手間を見越しての対応か。

人事課長 今回の改正は、国が本則の法律から人事院規則に定めたので、それに準拠した。

野村委員 第15条第3項について、市長が規則で定める職員を除くとあるが、これはどのような職員か。

人事課長 具体的には、公共交通機関と自動車等を併用して通勤する職員のうち、月割した公共交通機関の負担額が、自動車の距離区分額と比較して上回った場合、または片道2キロメートル未満の場合が該当する。

野村委員 そのような職員は何人いるのか。

課長補佐 2キロメートル未満は48人である。

先ほど岡崎委員から質問があった件については、2キロメートル以上5キロメートル未満の区分が155人、5キロメートル以上10キロメートル未満が98人、10キロメートル以上15キロメートル未満が21人、15キロメートル以上20メートル未満が12人、20キロメートル以上25キロメートル未満が4人、25キロメートル以上30キロメートル未満が1人、35キロメートル以上40キロメートル未満が1人で、最長の距離は39.3キロメートルである。

なかじま委員 この改正は、車で通勤する人が手当をもらいやすくするためか。

課長補佐 民間の駐車場等を借りている職員の負担が大きいため、そのような職員の通勤手当に、駐車場料金として上限で5,000円を追加支給するというのが人事院勧告の趣旨である。

なかじま委員 車通勤の方が多く、市役所の駐車場が満車となることがある。通勤方法について、市としての姿勢はどのようなか。

人事課長 近くに住んでいる職員も車通勤することは可能であるが、徒歩や自転車などなるべく環境負荷がかからないような通勤方法を選択していただくことを方針としている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし
賛成討論なし

採決
賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 23 号 長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

情報課長 議案第 23 号について説明

なかじま委員 住登外者とはどのようなか。

情報課長 住民基本台帳には登録されていないものの、行政サービス等上、個人情報を取得する必要がある方を指している。

なかじま委員 具体的にはどのような行政サービスを受ける人か。

情報課長 本市に住民票はないものの税に関する情報を管理する必要があったり、介護保険サービス等を受けている人である。

ささせ委員 具体的にはどういう方がそのケースに当たるのか。

市長公室長 例えば介護保険では、本市の特別養護老人ホームに市外から転入すると、転出元の市区町村が介護保険料を徴収したり、サービス給付を行う。転出元の市区町村は、保険料を徴収するにあたり、税情報を取得する必要がある。

質疑及び意見を終了

討論
反対討論なし
賛成討論なし

採決
賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 27 号 長久手市介護保険条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第 27 号について説明

なかじま委員 今後の影響について、給与収入に大きな変動がなければ同額と書いてあるが、特例規定がなければ、どのような影響があるのか。

長寿課長 令和 7 年度の税制改正により給与所得控除が変更となっており、給与所

得が 10 万円以上変動する方には影響がある。

なかじま委員 特例規定がなければ、支払う金額はどれくらい変わるのか
長寿課長 所得の度合いにもよるが、例えば保険料段階のうち 6 段階の人が 4 段階、
4 段階の人が 6 段階とどちらかに移動する可能性がある。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 11 時 48 分 休憩>

<午後 1 時 05 分 再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

議案第 28 号 長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第 28 号について説明

なかじま委員 歩行浴福祉浴の廃止案内が先立って行われたが、議会の議決を経る前に
事実上の廃止が決定したことについて、どう考えているか。

長寿課長 事業総点検で令和 7 年度をもって事業を廃止する方針となったが、長久
手温泉のリニューアルという外的要因の結果、今回早める結果となった。

なかじま委員 年間の利用人数はどのようなか。

福祉の家係長 令和 6 年度実績は実人数 197 人、延べ 2,122 人である。

なかじま委員 代替施設はどのようなか。

長寿課長 愛知県口論義運動公園、名古屋市名東スポーツセンター、愛知学院大学
日進キャンパスの室内プールである。

なかじま委員 代替施設は、従来の歩行浴福祉浴と同様の機能か。

長寿課長 いずれも温泉ではないが、室内プールである。

水野委員 第5条の別表について、歩行浴福祉浴の利用料の部分を残しておいて、将来実施可能になれば復活させることは考えなかったのか。

長寿課長 市の方針としては、事業の廃止であり、整合性を考慮して改正する判断となった。

富田委員 今回、歩行浴福祉浴を廃止するにあたり、利用者に直接話を聞く機会を設けたり、市民に意見を聞いたのか。

長寿課長 担当係長も含めて、歩行浴福祉浴に出向いて、利用者に話を伺った。残念だという意見も聞いているが、老朽化である旨を伝えたと、納得されるような意見も聞いた。

福祉部長 補足だが、利用者にアンケートをしたり、利用者が議員と一緒に来庁され直接意見を聞く機会があった。利用者の声を十分聞いているという状況にはあると考える。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第29号 長久手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども未来課長 議案第29号について説明

岡崎委員 乳幼児等通園支援事業は、どのような課題を背景として創設された制度なのか。

保育係長 乳幼児等通園支援事業は生後6か月から満3歳未満が対象となる。3歳を超えると、幼稚園等への入所がある一方で、3歳未満の子どもを育てる家庭では子育てに苦勞をしているのではないか。そのような子の育ちを応援したいという趣旨のもと、来年度より全国的に実施する。

岡崎委員 本事業の対象となる乳児等は、どのような家庭を対象とし、どの程度利用ニーズがあると見込んでいるのか。

保育係長 詳細な数字は分かりかねるが、一定のニーズがあると見込んでいる。保育所や企業主導型保育施設などに通っていない方が対象である。

子ども未来課長 補足として、対象年齢としては生後6か月から満3歳未満の方で、保育園等に通っていない方が対象である。

岡崎委員 この条例は国に準拠しているが、その理由は何か。

子ども未来課長 国の新制度であるため、まずは国の基準に沿って運営していきたい。

岡崎委員 本事業は市の直営か、民間事業者等を活用するのか。

保育係長 この事業は、認可確認基準を満たしていれば、公立、私立にかかわらず実施できるものである。

野村委員 民間事業者の募集状況はどのようなか。

課長補佐 現在、民間事業者の応募はない。

野村委員 4月から需要に応じていけるのか。

課長補佐 需要は不明確な部分があるが、民間事業者が手を挙げていない状況の中、市として取り組む必要があり、準備を進めている。一方で、この制度は例えば長久手市で利用登録をする方が市外の施設を利用することもできる制度となっているため、徐々に事業を進めていきたい。

野村委員 現在の利用者の申請状況と、市外の方の申し込みはあるのか。

保育係長 令和8年2月18日時点で27人が申請している。国がシステムを整備しており、それが完了したら、市外の方も利用できるようになる。

課長補佐 補足だが、利用登録は住んでいる市区町村で行う。その登録ができると、住んでいる市区町村以外の施設を予約できるようになる。したがって、長久手市に利用登録申請する方は、市民である。

ささせ委員 安全管理について、市で独自に定めるものはあるか。

子ども部長 事故防止や対応策、苦情があった場合の解決に対する対応、保護者から相談があった場合への対応は国の基準に含まれているため、基本的にはその基準に応じて実施していく。

ささせ委員 万が一利用人数が少なかった場合でも、事業者に支払いが行われるか。

課長補佐 現状、民間事業者から応募がない状況であり、市が直接会計年度任用職員などを雇用し、運営する予定である。

ささせ委員 本当に必要としている家庭に制度の周知が確実に届くために、どのような工夫を行うのか。

保育係長 子ども未来課に子育てコンシェルジュを配置しており、まずは相談をしてほしい。相談する中で、乳幼児等通園支援事業を案内したり、場合によっては、他の事業、他のサービスを案内していく。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 33 号 長久手給食センター空調機器等改修工事（ゼロ債務、余裕期間・発注者指定）工事請負契約の締結について

給食センター所長

議案第 33 号について説明

なかじま委員 給食センターは建設から何年目になるか。空調改修の必要性は、いつ認識したのか。

給食センター所長

15 年目である。少し前から大規模改修工事として、協議を行っていた。

なかじま委員 具体的にはいつ頃からか。

所長補佐 5 年以上前から計画はあった。

なかじま委員 今回の工事の請負契約者は市外の会社だが、市内の業者はどのくらい関わるのか。

給食センター所長

大規模の工事を受注できる市内の登録業者はいなかった。

なかじま委員 地域に還元できるように企業体を組む等地元の業者が関われるような手法を検討しなかったのか。

給食センター所長

工期は夏休み期間を予定しており、その期間内に実施できることを優先した。

富田委員 行政として、地元の業者を使うという認識はあったが、早急に行うため、市外の業者となったのか。その認識さえなかったのか。

給食センター所長

地元の業者を活用していきたい認識は持っている。

富田委員 契約書の中に、「地元の業者をなるべく使うように」という文言は入っていないか。

教育部次長 「下請けとして地元の業者を優先使用する」という文言が入っている。

なかじま委員 契約金額の何パーセントを下請けに出すのか。

給食センター所長

契約後でないと下請けの状況は分からない。

おくだ委員 今回の改修により新しいものに入れ替わるが、電気代やランニングコストはどうなるのか。

給食センター所長

その能力は把握していない。

富田委員 通常、機器の選定において性能の向上を説明されると思うが、それがなく、言われたとおりのものをそのままつけるということか。

給食センター所長

設計を委託しているが、15年間の使用状況や夏場の異常な暑さなど、今の現状を少しでも環境がよくなるように設計を組んでいる。

ささせ委員 夏休み中に工事が行われるが、この辺りは中学生が通行する。工事のトラックなどの安全配慮は行われるか。

給食センター所長

十分気をつけて施工する。

おくだ委員 一般的に大きな電気工事を行うときにはランニングコストを考えるとと思うが、それがなく、今よりも強力なものを選定したということか。

教育総務課施設係長

エアコンを変える時点で、費用対効果や、電気やガスの手法等、業者で選定してもらい、現状の設計に至っている。

富田委員 選定の判断に当たっては、具体的な数値を基に行っているのか。

教育総務課施設係長

具体的な数値はないが、比較表を作成してもらい、それを基に判断している。

富田委員 今の設備と新しい設備の比較はしていないのか。

教育総務課施設係長

業者には、今給食センターで起きている問題をどのような対策をすれば改善するのか、どのような方式がよいのかを主眼に、提案資料を提出してもらっている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 1 時 56 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 8 年 2 月 26 日

教育福祉委員会委員長 川合ともゆき